第二十七条又は第三十五条第二項の報告の文書	定期健康診断等報告書 年次災害報告書 船員年次災害報告書		
第三十二条第二項の記録の文書（定期検査に係るものに限る。）	設備等の定期検査の結果の記録の文書		
第三十三条の届出の文書	設備届 構造図 配置図 検査結果記録書の写し		
第十六条の二第一項又は第二項の承認に関する文書	第一種有害物質製造承認申請書 第一種有害物質使用承認申請書 第二種有害物質製造承認申請書 承認書	承認期間の末日の翌日に係る特定日以後三年	
第二十三条各項の意見の文書	指導区分の決定に係る医師の意見書 指導区分の変更に係る医師の意見書	指導区分の決定又は変更の日に係る特定日以後三年	
第二十三条各項の資料	職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料		
第二十四条第二項の就業の禁止の文書の写し	就業の禁止の文書の写し	就業禁止期間の末日の翌日に係る特定日以後三年	
第五条第一項、第六条第一項、第七条、第八条各項、第九条第二項、第十条各項又は第十一条の指名の文書の写し	健康管理者の指名の文書の写し 安全管理者の指名の文書の写し 健康管理担当者又は安全管理担当者の指名の文書の写し 野外実験等を行う場合の健康管理又は安全管理の責任者の指名の文書の写し 共同野外実験等を行う場合の健康管理又は安全管理の総括の責任者の指名の文書の写し 健康管理医の指名の文書の写し 危害防止主任者の指名の文書の写し 火元責任者の指名の文書の写し	指名が解除される日に係る特定日以後一年	
第九条第二項の委嘱の文書の写し	健康管理医の委嘱の文書の写し	委嘱が解除される日に係る特定日以後一年	
第十二条第三項の報告の文書	健康安全管理規程の作成又は変更の報告の文書	報告に係る規程の効力が失われる日に係る特定日以後一年	
第三十二条第二項の記録の文書（定期検査に係るものを除く。）	検査結果記録書	設備等が廃止される日に係る特定日以後一年	
第二十四条第一項第一号から第三号まで又は第三項の記録の文書	業務上管理区域に立ち入った職員の線量の測定の結果又はこれに基づき算定した実効線量若しくは等価線量の記録の文書 身体の汚染を除去させる措置を講じられた職員の身体の汚染の状態の記録の文書 緊急作業に従事した職員等の実効線量、等価線量又は汚染の状態の記録の文書 累積実効線量又は累積等価線量の記録の文書	離職する日に係る特定日以後三十年	

規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）

廃棄